

9 柱3 居場所・包摂

3-1 地域で見守る居場所づくり

子どもが放課後に過ごす場所、子育て家庭が立ち寄り相談もできる場所を設けることで、子どもの孤立防止に向けた支援を進めます。

① 子どもの居場所づくりの推進

学童保育事業、放課後ひろば（放課後子ども教室）、中高生の居場所など、様々な子どもの居場所づくりを推進します。

重点事業

事業名	事業概要	担当課
95 ★（仮称）大田区 子ども・若者総合 相談窓口及び居場 所の整備	子ども・若者育成支援推進法に基づき、困難を有する子ども・若者を対象とした属性を問わない総合的な相談窓口を設置し、適切な支援につなげるとともに、居場所における各種参加活動を通じ、就労支援、就学支援を含む自立への支援を図ります。主に困難を有する子ども・若者（概ね15歳～39歳）及びその家族を対象とした事業です。	地域力推進課
96 学童保育	就労などのため昼間保護者のいない家庭の小学生の安全な居場所と健全育成を図るため、学童保育事業を実施します。区内に在住または在学の放課後保育が必要な小学1～6年生の児童を対象とした事業です。	子育て支援課
97 放課後ひろば（学童 保育事業）	就労などのため昼間保護者のいない家庭の児童を対象に、区立小学校施設を活用して遊びや生活の場を提供し、放課後の安全・安心な居場所の提供と児童の健全育成を図ります。当該小学校に在籍する児童及び同一学区区域内に住所を有する私立小学校などに通う児童を対象とした事業です。	子育て支援課
98 中高生の居場所の整 備	中高生ひろば事業実施施設や比較的大きな児童館などを活用して中高生の居場所を整備します。様々な活動、交流、相談支援を通じて、豊かな人間性の醸成が必要な時期にある中高生の健全育成を図ります。中学生から高校生とその年齢に該当する子どもを対象とした事業です。	子育て支援課
150 こども食堂推進事業 【再掲】	子どもや保護者が安らげる居場所として地域で展開されている「こども食堂」の継続的・安定的な活動を支援するため、運営団体に対して活動費の一部を補助します。区内でこども食堂を運営する方を対象とした事業です。	福祉管理課

関連事業

事業名	事業概要	担当課
99 地域に根ざした公園・緑地の整備	区民との協働による公園・緑地の新設・拡張やリニューアル整備などの機会を捉え、多様な世代の人が利用しやすく「地域の庭・広場」として地域に親しまれ、区民に愛される魅力ある公園づくりをめざします。	公園課
100 放課後ひろば（放課後子ども教室）	区立小学校の施設を活用して、児童の安全・安心な居場所を確保するとともに、多様な体験・活動を通じて自主性や社会性を育みます。当該小学校に在籍する全児童を対象とした事業です。	教育総務課
101 学校開放事業	小学校の校庭などを、自由で安全な遊び場として開放することで、子どもの健全育成と余暇の善用に役立てます。開放校の通学区域内の幼児・児童及び保護者を対象とした事業です。	教育総務課

コラム⑨ 子どもの居場所

子どもの居場所とは、単なる物理的な空間ではなく、子ども自身が「安心できる」、「自分が受け入れられている」と感じることができるところで、居場所における活動を通して、子どもたちは新しいことに出会い、他者との関わりの中で「自己肯定感」を育みます。

小5子どもアンケートでは、「(家以外で) 平日の放課後に夜までいることができる場所」を「使ってみたい」と「興味がある」と回答した割合は、全体で35.7%となっており、平成28年度調査と比較して、約5ポイント上昇しました。また、「(学校以外で) なんでも相談できる場所」について、「使ってみたい」と「興味がある」を合わせた回答割合は、全体では41.3%、生活困難層では45.4%となっており、差異がみられました(42ページ参照)。居場所は安心できる場所であるとともに、相談できる場所、支援者となつながらいることができる場所としても重要です。

支援者ヒアリングにおいても、「学校・家庭以外のところで、子どもたちを見守る居場所が大切である」、「居場所に来るようになってから、少しずつ自信をつけてきた子どももいる」、「居場所事業の際に、子どもから話を聞けることがある。関係性を重ねる中で何気なく出てくる言葉や行動から、子どもの課題を把握することがある」という話が聞かれました。

行政による学校以外の身近な子どもの居場所としては、「児童館」、「放課後ひろば(学童保育事業・放課後子ども教室事業)」、「中高生ひろば」、「公園」、「図書館」などがあります。

児童館は、区内に45施設あり、学童保育のほか、小学生から中学生(一部高校生)が、平日の放課後や土曜日に自由に来館し、様々な遊びや活動の場として利用することができます。

中高生専用のフリースペースである中高生ひろばは、区内在住の中高生世代の方を対象に交流や、活動・相談支援、中高生世代の参考となる講座やセミナーの実施など、豊かな人間性の醸成が必要な中高生のための多様な活動をサポートしています。令和4年度には新たに、区内2か所目となる中高生ひろばを新蒲田一丁目複合施設の中に開設します。

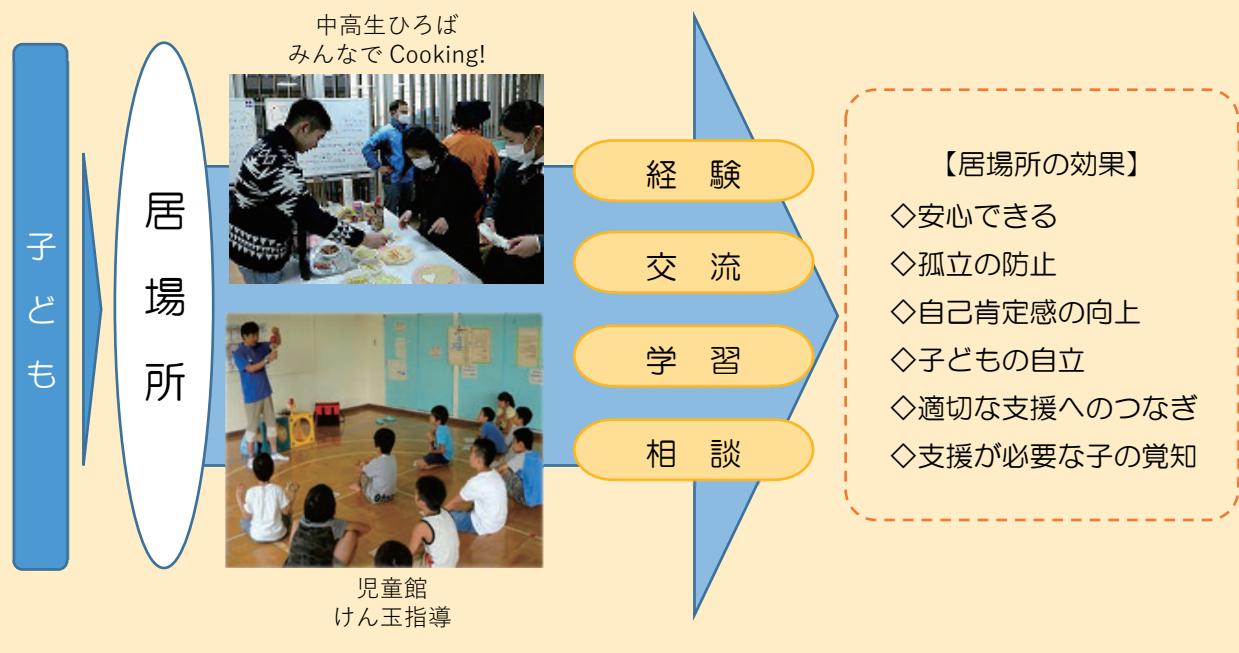
一方で、義務教育修了後の若者や社会的自立に困難を抱える若者など、青年期にある方々の居場所が少なくなり、支援する体制が不足しているという課題があります。そこで区では、概ね15歳～39歳の様々な悩みを抱える子ども・若者を対象に属性を問わない総合的な相談窓口として「(仮称)大田区子ども・若者総合相談窓口及び居場所」を整備します。特定の年齢や分野で途切れることなく総合的に相談を受け付け、関係機関との連携により適切な支援につなげるとともに、居場所にお

ける各種参加活動を通じて、自立への継続的な支援を図っていきます。

私たちは、他者との関わりの中で生活しており、一人で生きていくことはできません。子どもたちにとって、他者との関わりは、現在を安心して過ごし、将来に向かって夢や希望を持ち未来を切り拓く力を身につけるために重要です。家庭における関わりを基盤とし、地域の中で様々な出会いや経験を積み重ねることによって、自己肯定感を育み、健全な成長につながります。区は、社会的孤立を防ぎ、子どもが他者と関わる機会を提供し、様々な活動や相談ができる「居場所」の充実に、地域と連携して取り組んでまいります。

【ライフステージ別 「子どもの居場所」】

柱	乳幼児期	学齢期(義務教育前)		青年期	
	0～5歳	小学生	中学生	15～18歳	18～39歳
柱1 経験・学力			子どもの学習・生活支援	若者の学びなおし支援	
柱2 生活・健康	子育てひろば	子ども家庭支援センター(キッズな)			
柱3 居場所・包摂		児童館(学童保育・一般利用・中高生タイム)			
		放課後ひろば(学童保育・放課後子ども教室)		中高生ひろば	
				(仮称)大田区子ども・若者総合相談窓口及び居場所	
			(地域)こども食堂		
		(地域)学習支援			



② 子育て家庭の居場所づくりの推進

地域の中で安心して子育てができるよう、子育てに関する相談場所や、地域の方とふれあえる機会の提供等を通じて、子育て家庭の孤立防止を図ります。

重点事業

事業名	事業概要	担当課
102 子育てひろば	児童館、キッズな大森・蒲田・洗足池・六郷及び一部の保育園の一区画を活用し、大田区にお住まいの子どもと保護者が、親子でゆったり過ごしながらか子育ての不安や悩みを気軽に相談できる場所を提供します。	子育て支援課 子ども家庭支援センター 保育サービス課

関連事業

事業名	事業概要	担当課
103 びよたまクラブ	地域の中で安心して子育てができるよう、親子で地域の方とふれあう機会の提供を通じ、子育て支援のネットワーク作りを促進します。すべての子どもと保護者を対象とした事業です。	人権・男女平等推進課
66 児童館事業【再掲】	地域の子育て支援の拠点として、学童保育や一般利用（自由来館）、子育て全般に関する相談対応を行い、子どもの健全育成を推進します。妊娠・出産期から就学前の児童と保護者、小学生から高校生、地域の方を対象とした事業です。	子育て支援課

コラム⑩ 子育て家庭（乳幼児親子）の居場所

多くの子どもは3歳以上になると、保育園や幼稚園に通いますが、0～2歳児を在宅で子育てしている家庭は、常時お子さんと保護者が一緒に過ごすことになります。在宅での子育ては、保護者にとって孤独な子育てとなってしまうこともあります。

区には、0歳～18歳の子どもや、その家庭が抱える問題について気軽に話せる窓口として、子ども家庭支援センターがあります。

子ども家庭支援センターの愛称は、「キッズな」です。「キッズな」の由来は、「子ども」を意味する「キッズ」と、「絆（きずな）」の「な」を掛け合わせたものです。子ども家庭支援センターが、家庭や地域の絆・心の架け橋となるような施設でありますように、という思いが込められています。

キッズな大森・蒲田・洗足池・六郷のほか、45か所の児童館及び4か所の保育園では、親子でゆったり過ごしなが、子育ての不安や悩みを気軽に相談できる「子育てひろば」を開設しています。子育てひろばは、親子で一緒に遊びながらゆったり過ごせる場所で、同じような年齢のお子さんを持つ方と交流し、子育て仲間を見つけることができます。また、子育ての悩みや育児についての相談ができるほか、一時保育・児童館の情報や、子育て講習会、親子で楽しむイベント案内などもあります。なお、令和4年5月には、新たに新蒲田保育園の一区画を活用した子育てひろばを開設する予定です。

さらに、すべての児童館などでは、乳幼児親子を対象とした交流ひろば「ファミリールーム」を開設しています。児童館は子どもの遊び場だけでなく、親のための居場所でもあり、気軽に困りごとの相談や子育ての息抜きができる、身近な居場所になっています。



親子で工作タイム（折り紙）



みんなで楽しくふれ合い遊び

3-2 特に支援を必要とする家庭への支援

「ひとり親家庭」、「生活困窮家庭」、「障がいのある子ども」、「外国につながる子ども」、「不登校・ひきこもり状態にある子ども」、「虐待を受けた子ども」など、特に支援が必要な家庭が抱えている様々な課題に対応できるよう、支援を充実します。

① ひとり親家庭への支援

育児や家事、心と体の健康管理など、ひとり親家庭の様々な悩みに対応するために、ひとり親家庭に対する援助（ホームヘルプサービス）や、母子・父子自立支援員による相談事業、ひとり親家庭が抱える悩みへの対応など、孤立防止につながるような取組みを行います。このほか、ひとり親家庭医療費助成制度や、児童育成手当の支給など、生活や健康を支えるための経済的支援を行います。

重点事業

事業名	事業概要	担当課
104 ★養育費に関する 公正証書等の作成 促進補助事業	養育費の取決めにかかる公正証書作成費用等に対して補助金を支給します。公正証書等の作成を促進し、養育費の確実な受給を図り、子どもの健やかな成長を支えます。大田区在住の18歳未満の子どもを養育している養育者のうち、要件を満たす方を対象とした事業です。	福祉管理課
116 子どもと地域をつな ぐ応援事業【再掲】	支援を必要とする子育て世帯に対して、区の支援情報や子どもの生活応援を推進する活動団体の情報等を郵送することで、世帯が地域の機関や支援者と日常的なつながりを持つ機会を創出します。この事業を通して、家庭が抱える「見えにくい」問題の発生の防止に取り組みます。	福祉管理課
117 子どもの生活応援推 進事業【再掲】	大田区子ども生活応援基金を活用し、身近な子育て相談窓口やこども食堂など子育て支援を行う地域活動団体を通じて、孤立化しがちな子育て世帯を支援します。	福祉管理課
81 大田区生活再建・就 労サポートセンター JOBOTA【再掲】	様々な理由により経済的に困窮し、生活・仕事・住まいなどについての悩みを抱える方に対し、専門の支援員が一人ひとりに合ったサポートを行う無料の相談窓口です。ご本人と一緒に問題の整理を行い、解決をめざします。また、離職等で住居を失うおそれのある方へ、家賃相当額を支給する給付金の手続きも行っています。	蒲田生活福祉課

関連事業

事業名	事業概要	担当課
105 ひとり親家庭に対す る援助（ホームヘル プサービス）	ひとり親家庭の親または子の一時的な疾病、保護者の技能習得のための通学・就職活動、保護者の勤務の都合などにより家事援助が必要な世帯に対し、ホームヘルパーを派遣します。小学6年生以下の児童を扶養しているひとり親家庭（所得制限あり）を対象とした事業です。	生活福祉課
106 東京都母子及び父子 資金貸付事業	ひとり親家庭の経済的自立と生活意欲の助長及び児童の福祉増進を図るため、資金を貸付けます。都内に6か月以上居住の20歳未満の子を扶養しているひとり親家庭の母または父を対象とした事業です。	生活福祉課

事業名	事業概要	担当課
107 母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の母または父が、就労のための能力開発講座の受講、修了した場合に、受講費用の一部を助成し、就労を支援します。児童扶養手当受給者またはそれに準ずる方を対象とした事業です。	生活福祉課
108 母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金事業	ひとり親家庭の母または父が、国家資格取得を目的として、養成機関で修業する場合、一定期間経済的支援をし、安定した就業への支援を行います。児童扶養手当受給者またはそれに準ずる方を対象とした事業です。	生活福祉課
109 母子・父子自立支援による相談事業	母子または父子世帯及び寡婦世帯が抱える経済的問題や就職の問題に関する相談に応じます。	生活福祉課
110 母子生活支援施設	様々な事情を抱える母子世帯の自立促進のために、育児、生活、就労等の支援を行います。18歳未満の児童と母親を対象とした事業です。	生活福祉課 子育て支援課
111 ひとり親家庭医療費助成	ひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進を図るため、医療機関で受診した際の自己負担金（保険診療分）の一部を助成します。18歳に達した年度末（3月末）までの児童を扶養するひとり親家庭を対象とした事業です。	子育て支援課
112 児童扶養手当	父子または母子家庭等で児童を扶養している家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、福祉の増進を図ることを目的として手当を支給します（父または母が重度障がいである場合を含みます）。18歳に達した年度末（3月末）までの児童を扶養するひとり親家庭を対象とした事業です。	子育て支援課
113 児童育成手当	父子または母子家庭等の児童、心身に障がいのある児童の福祉の増進を図ることを目的として手当を支給します（心身に障がいのある児童を扶養する世帯を含みます）。18歳に達した年度末（3月末）までの児童を扶養するひとり親家庭を対象とした事業です。	子育て支援課
114 住宅確保支援事業（ひとり親・障がい者）	転居先を探しているひとり親家庭または障がい者世帯に対して、協力不動産店の紹介、保証人を確保できない方に、保証会社の紹介及び保証料の一部助成、保証会社利用時の緊急連絡先代行サービスの紹介及び利用料の一部助成を行います。区内に1年以上在住している世帯（所得制限あり）を対象とした事業です。	建築調整課
115 ☆転居一時金助成（ひとり親・障がい者）	現に児童扶養手当を受給している世帯または障がい者世帯で、取壊し等のために転居を余儀なくされた世帯に対して、区内に転居する場合、転居に伴う賃貸借契約時に要した費用（礼金・権利金・仲介手数料）の一部助成を行います。（家主等が転居のための費用を負担する場合を除く）区内の民間賃貸住宅に3年以上在住している世帯（所得制限あり）を対象とした事業です。	建築調整課

コラム⑪ 養育費の確保の推進

厚生労働省の国民基礎調査によると、平成30年時点の子どもの相対的貧困率は13.5%ですが、大人が一人の世帯では48.1%となっています。離婚などにより養育費が支払われないことが理由で、子どもの健やかな成長に悪影響を及ぼさないようにすることが、子どもの貧困対策から重要です。

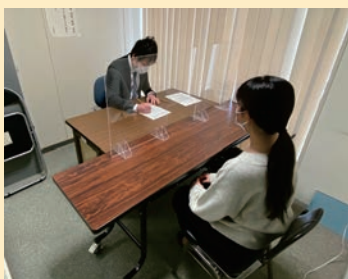
前回のひとり親家庭アンケートでは、養育費を受け取っていないと回答した方が66.0%いました。離婚や養育費の相談は、精神的負担が大きく、時間的余裕もないなどハードルが高い傾向があります。このため、区は令和元年度から弁護士への専門的な相談ができる「離婚と養育費にかかわる総合相談」(年4回実施)を開始しました。希望する方には託児サービスも行っています。また、家庭の課題が複雑化・深刻化する前に支援につなぎ、子どもが健やかに成長するための環境の整備を支援するために、大田区生活再建・就労サポートセンターJOBOTAの「子ども生活応援臨時窓口」も同時に開催し、離婚前後の生活や家計、住居、子育て、就労など幅広い相談に応じています。

相談者からは、「今後の見通しがつき、安心材料の一つになりました」、「弁護士という専門家の話が聞けて、不安がなくなり、次のステップへ進もうという気になれました」、「相談することで心が晴れました」といった声がありました。

離婚の際には、当事者が離婚の条件について「話し合って合意を」といっても、難しいことがあると思います。しかし、子どもの健やかな成長のために、子どもの養育費や面会交流について、よく話し合い、合意した内容を文書に残しておく必要があります。

そこで区では、令和4年度から新たに、公正証書などによる養育費の取決めにかかる費用に対して補助金を支給する事業を開始します。公正証書などを作成することにより、養育費の取決めが守られない場合、強制執行の手続きができ、養育費の確実な受け取りにつながります。

離婚前後の生活や子育てに関する不安を少しでも軽減し、子どもの成長を支えていけるよう、取組みを進めていきます。



離婚と養育費にかかわる総合相談



離婚前後の様々な相談にのります

② 生活困窮家庭への支援

生活困窮家庭への経済的な支援や、相談体制の充実を図ります。

重点事業

事業名	事業概要	担当課
116 子どもと地域をつなぐ応援事業	支援を必要とする子育て世帯に対して、区の支援情報や子どもの生活応援を推進する活動団体の情報等を郵送することで、世帯が地域の機関や支援者と日常的なつながりを持つ機会を創出します。この事業を通して、家庭が抱える「見えにくい」問題の発生の防止に取り組みます。	福祉管理課
117 子どもの生活応援推進事業	大田区子ども生活応援基金を活用し、身近な子育て相談窓口やこども食堂など子育て支援を行う地域活動団体を通じて、孤立化しがちな子育て世帯を支援します。	福祉管理課
11 子どもの学習・生活支援事業【再掲】	生活困窮状態にある世帯の子どもに対して、週1回の学習支援などを行うことにより、基礎学力の定着と高校進学及び進学後の中退防止を支援します。また、子どもの生活や進路などの相談に応じ、情報提供を行うとともに、関係機関と連携して世帯の支援を行います。	蒲田生活福祉課
81 大田区生活再建・就労サポートセンターJOBOTA【再掲】	様々な理由により経済的に困窮し、生活・仕事・住まいなどについての悩みを抱える方に対し、専門の支援員が一人ひとりに合ったサポートを行う無料の相談窓口です。ご本人と一緒に問題の整理を行い、解決をめざします。また、離職等で住居を失うおそれのある方へ、家賃相当額を支給する給付金の手続きも行っています。	蒲田生活福祉課

関連事業

事業名	事業概要	担当課
118 応急小口資金貸付事業	災害や疾病その他の応急に必要な費用の調達が困難なときに無利子で貸付を行うことにより、生活の安定と生活意欲の増進を図ります。区内に3か月以上在住している方（生活保護受給者を除く。所得制限あり。）を対象とした事業です。	福祉管理課
126 住宅確保支援事業（外国籍・生活保護受給者）【再掲】	転居先を探している外国籍世帯（在留資格を有する方）または生活保護従者世帯に対して、協力不動産店の紹介と、保証人を確保できない方に、保証会社の紹介を行います。区内に1年以上在住している世帯を対象とした事業です。	建築調整課

③ 障がいのある子どもへの支援

専門スタッフによる相談支援の充実を図るなど、心身に障がいのある子どもやその家族の支援を推進します。

重点事業

事業名	事業概要	担当課
119 障がい児・者の相談窓口	障がい者総合サポートセンターは障がいに関わる相談支援の中核として、様々な分野の専門スタッフが相談支援事業を行います。また、障害福祉課・地域福祉課では適時適切な情報提供を、地域健康課では子育て・精神保健・自立支援医療に関する相談に対応します。	障害福祉課 地域福祉課 障がい者総合サポートセンター 地域健康課

関連事業

事業名	事業概要	担当課
120 こども発達センターわかばの家の事業(相談・地域支援事業等)	心身の発達の遅れや偏り、またその疑いのある就学前の乳幼児やその家族・関係者を対象に、子育てについて、心配や悩みの相談を受け適切な方針のもと支援を行います。また、その乳幼児と家庭が地域で安心して暮らせるよう、障がいへの理解を深めるための事業を行います。	障がい者総合サポートセンター
121 学齢期の発達障がい児支援(専門相談・療育)	学齢期の様々な発達障がいに関する心配事や相談をお受けしています。相談の内容により、医師による診察や専門的見地に基づいた療育等の支援を行います。区内在住の児童・生徒とその保護者を対象とした事業です。	障がい者総合サポートセンター
122 発達障がい支援事業(発達障がいに関する理解啓発)	発達障がいの理解を深めるため発達障がい啓発用パンフレットの配布や発達支援応援フェアの開催などを通じて、発達障がいについての理解・啓発の促進と適切な支援につなげ、切れ目のない支援を実現するための事業を実施します。	障がい者総合サポートセンター
123 ペアレント・トレーニング	発達障がいのある小学生の保護者が子どもを正しく理解し、子どもとの好ましい関わり方を身につけ、子どもが家庭や学校において適切な行動がとれるようにするため、保護者を対象とするグループ討議などの学習を行います。	教育センター
124 就学相談	関係機関(特別支援学校、こども発達センターわかばの家、医療機関など)と連携し、児童・生徒の障がいの種別や程度に応じた適切な教育環境への就学や転学、通級に関する相談に対応します。区内在住の児童・生徒とその保護者を対象とした事業です。	教育センター
114 住宅確保支援事業(ひとり親・障がい者) 【再掲】	転居先を探しているひとり親家庭または障がい者世帯に対して、協力不動産店の紹介、保証人を確保できない方に、保証会社の紹介及び保証料の一部助成、保証会社利用時の緊急連絡先代行サービスの紹介及び利用料の一部助成を行います。区内に1年以上在住している世帯(所得制限あり)を対象とした事業です。	建築調整課
115 ☆転居一時金助成(ひとり親・障がい者) 【再掲】	現に児童扶養手当を受給している世帯または障がい者世帯で、取壊し等のために転居を余儀なくされた世帯に対して、区内に転居する場合、転居に伴う賃貸借契約時に要した費用(礼金・権利金・仲介手数料)の一部助成を行います。(家主等が転居のための費用を負担する場合を除く)区内の民間賃貸住宅に3年以上在住している世帯(所得制限あり)を対象とした事業です。	建築調整課

コラム⑫ 発達障がい児などへの支援

発達障がいがあると思われる子どもの人数は増加傾向にあります（19 ページ参照）。支援者ヒアリングにおいても、子どもの発達障がいに関する相談が増加傾向にあること、世帯が社会から孤立する傾向があるという話が聞かれました。

区では乳幼児健康診査の結果、発達の遅れが疑われる乳幼児を対象に専門医や保健師などによる発達健康診査を実施し、必要に応じて指導や専門医療機関の紹介を行っています。

就学前のお子さんについての相談・支援はこども発達センターわかばの家で、学齢期の相談・支援は障がい者総合サポートセンター（さぽーとぴあ）を中心に、小・中学生の教育相談や就学相談は教育センターで相談に応じています。

区は、知的障がいの児童・生徒を指導・支援する特別支援学級を小学校 14 校、中学校 10 校に設置しています。また、新たに小学校 2 校について、令和 5 年 4 月の設置をめざし準備を進めています。

情緒的な課題や学習障害などがある児童・生徒を指導・支援する特別支援教室（サポートルーム）については、館山さざなみ学校を除く、全小・中学校で実施しています。一方でサポートルームを利用していない児童・生徒の中にも、発達障がいの可能性がある子どもがいると言われていています。発達障がいは認知されにくいこともあり、成長とともに本人が生きづらさを感じることや、保護者が発達障がいに関する知識を十分に得られないことから悩みを増大させ、課題を複雑化させることが懸念されます。とりわけ、ひとり親家庭への精神的な負担の大きさが心配されます。障がいのある子どもや家庭が、社会的に孤立しないよう、早期発見、早期支援につなげることが大切です。

区では、特別支援教育に加え、子どもが放課後等デイサービスなど療育を受けることによって、家庭が地域とつながれるよう取り組んでいます。加えて、保護者が身近な児童館や子ども家庭支援センター（キッズな）で相談したり、こども発達センターわかばの家や障がい者総合サポートセンター（さぽーとぴあ）で専門家の支援アドバイスを受けることで、家庭が孤立しないよう支援サービスについて情報提供しています。また、発達障がいに関する理解促進事業などを実施し、障がいのある方が社会で温かく包み込まれるよう共生社会をめざしています。



こども発達センターわかばの家
親子通所



障がい者総合サポートセンター
さぽーとぴあ B 棟 専門相談

④ 外国につながるのある子どもへの支援

外国につながるのある子どもやその家庭が抱える課題に対応し、日本語の習得支援や多言語による情報発信など、状況に応じた相談事業や支援事業を推進します。

関連事業

事業名	事業概要	担当課
125 ★(仮称)外国籍の児童及び保護者のための学校デビュー応援プログラム	国際都市おおた協会が作成した「外国籍保護者のための小学校案内」を活用し、小学校入学前の外国人保護者が入学手続きや学校生活への理解を深めることができる機会を設けます。	国際都市・多文化共生推進課(国際都市おおた協会)
126 住宅確保支援事業(外国籍・生活保護受給者)	転居先を探している外国籍世帯(在留資格を有する方)及び生活保護受給者世帯に対して、協力不動産店の紹介と、保証人を確保できない方に、保証会社の紹介を行います。区内に1年以上在住している世帯を対象とした事業です。	建築調整課
85 おおた国際交流センターにおける外国人相談窓口の運営【再掲】	日常生活で困ったこと、分からないことがある外国人区民からの相談に多言語で対応し、外国人区民への情報提供、行政手続きや意思疎通の支援を行います。また、区に提出する文書の翻訳も行います。	国際都市・多文化共生推進課(国際都市おおた協会)
14 ☆国際交流団体ボランティア日本語教室【再掲】	国際交流団体が実施するボランティア日本語教室では、様々な年齢の方々が学べる日本語の教室を実施しており、また子どもへの学習支援の教室を行っている団体もあります。区では、ホームページや多言語相談窓口等で団体の紹介をするとともに、活動の支援を行っています。	国際都市・多文化共生推進課
15 おおたこども日本語教室【再掲】	日本語のサポートを要し就学が困難な外国籍などの子どもに対して、日本語の学習支援を行い、区立小・中学校へのスムーズな就学につなげます	国際都市・多文化共生推進課(国際都市おおた協会)
16 ★外国につながるのある小学生のための学習支援教室【再掲】	外国につながるのある小学生を対象とし、国際都市おおた協会のこども学習支援ボランティアが学習支援を行う場を提供します。習慣的な学習を定着させるとともに、学習意欲の向上を図ります。	国際都市・多文化共生推進課(国際都市おおた協会)

コラム⑬ 外国につながる子どもへの支援

国は、「子供の貧困対策に関する大綱」における重点施策の一つとして、特に配慮を要する子供への支援（外国人児童生徒等への支援）を掲げています。

区では、18歳未満の外国人人口が増加傾向にあり、多様な言語や文化をバックグラウンドに持つ外国につながる子どもや保護者が地域の中で多く暮らしています。

まったく日本語が分からないという場合は、支援が必要であることに周りの人も気づきやすいですが、友だちや先生との日常会話は問題なくても、授業で使われている言葉や配付されたプリントの内容が理解できず、学校の授業についていけない、準備すべきことが分からないなどの子どもや保護者もいます。

また、小5保護者アンケートでは、外国につながるある家庭では保護者が周囲に頼れる人が少なく、孤立する可能性が相対的に高いことが分かりました。

区では、そのような外国につながる子どもや保護者への支援を強化していきます。

例えば、外国人保護者が、子育てや教育について気軽に相談できるよう、子育て相談窓口においてタブレット端末による通訳を活用したり、必要に応じて通訳派遣を行うなど、地域と一体となって子育てを見守る体制をつくっています。また、区立小・中学校に通学する外国人児童・生徒に対しては、日本語特別指導を行うなど、児童・生徒がよりスムーズに学校生活に適應できるよう支援しています（76ページ参照）。

また、新たに、令和4年度から「外国につながるある小学生のための学習支援教室」、「(仮称) 外国籍の児童及び保護者のための学校デビュー応援プログラム」、「(仮称) 地域の子どもと保護者向け国際交流イベント」を実施します。

区は、引き続き、誰一人取り残さないという考えのもと、「国際都市おおた」の強みを生かした施策の推進により、外国につながる子どもや家庭への支援に取り組んでいきます。



こども学習支援ボランティア養成講座
の受講生が先生役となる学習支援



外国籍保護者向けの日本語講座
「学校プリントを読もう」

⑤ 不登校・ひきこもり状態にある子どもへの支援

児童・生徒一人ひとりに寄り添った相談体制の充実など、不登校やひきこもりなどの悩みを抱える子どもに対する支援を推進します。また、つばさ教室や不登校特例校分教室「みらい教室」の実施により、在籍校への復帰や基礎学力の定着を支援します。

重点事業

事業名	事業概要	担当課
127 ★ひきこもり支援室 SAPOTA	大田区生活再建・就労サポートセンターJOBOTAの機能を拡充して、地域社会からの孤立が長期にわたるひきこもり状態の方やその家族からの相談、自宅等に出向いて関係性を築くアウトリーチ支援、居場所事業などを実施します。	福祉管理課
128 子どもの心サポート 月間（学校生活調査 及び学級集団調査の 実施）	児童・生徒一人ひとりの抱える悩みを早期に発見し迅速に対応するため、6月と11月を「子どもの心サポート月間」として「学校生活調査」及び「学級集団調査」を実施します。調査結果を踏まえ、担任やスクールカウンセラー、養護教諭などが面談を実施することで、一人ひとりの心を見つめ組織的に問題解決を図ります。学校生活調査は区立小・中学校の小学4年生～中学3年生の児童・生徒を、学級集団調査は小学3年生～中学3年生の児童・生徒を対象とした事業です。	指導課
95 ★（仮称）大田区 子ども・若者総合 相談窓口及び居場 所の整備【再掲】	子ども・若者育成支援推進法に基づき、困難を有する子ども・若者を対象とした属性を問わない総合的な相談窓口を設置し、適切な支援につなげるとともに、居場所における各種参加活動を通じ、就労支援、就学支援を含む自立への支援を図ります。主に困難を有する子ども・若者（概ね15歳～39歳）及びその家族を対象とした事業です。	地域力推進課
81 大田区生活再建・就 労サポートセンター JOBOTA【再掲】	様々な理由により経済的に困窮し、生活・仕事・住まいなどについての悩みを抱える方に対し、専門の支援員が一人ひとりに合ったサポートを行う無料の相談窓口です。ご本人と一緒に問題の整理を行い、解決をめざします。また、離職などで住居を失うおそれのある方へ、家賃相当額を支給する給付金の手続きも行っています。	蒲田生活福祉課

関連事業

事業名	事業概要	担当課
129 生活指導の徹底・充 実	不登校をはじめとする児童・生徒の健全育成上の諸課題を解決するため、「大田区立学校における不登校問題解決要綱」、「大田区不登校対策アクションプラン」に基づく対応や、生活指導主任対象の研修実施など、生活指導の徹底と充実を図ります。区立小・中学校教員及び生活指導主任を対象とした事業です。	指導課
130 不登校特例校分教室 「みらい教室」	在籍校への復帰が困難な不登校生徒を対象に、特別な教育課程を編成し指導を行います。社会的・職業的自立に向けて必要となる資質や能力を身につけられるよう、少人数指導、体験活動を多く取り入れたキャリア教育の実施など、一人ひとりに寄り添った丁寧な教育活動を実施します。	指導課
131 登校支援員の配置	不登校の予兆とされる登校しぶりの児童・生徒に対して顔見知りの学校の非常勤職員等が送迎や別室対応を行う登校支援員制度を拡充し、担任教諭と連携しながら長期欠席とならないよう、きめ細かな支援を行います。	指導課

事業名	事業概要	担当課
132 つばさ教室	不登校になっている児童・生徒が学校生活に適応できるよう、保護者・在籍校と連携し、学習支援や集団での活動支援を行います。	教育センター
93 教育相談【再掲】	学校不適応の解消のため、不登校や問題行動、発達に関わることや、友人関係などの生活面の悩みや学習・進路の悩みなど、子どもに関わる様々な問題や悩み相談に応じ、児童・生徒及び保護者への支援・援助を行います。	教育センター
139 スクールソーシャルワーカーの学校派遣【再掲】	生活環境に起因して学校不適応の問題が発生している場合に、学校長からの要請などに基づき社会福祉の資格を持つなどのスクールソーシャルワーカーが在籍校を基軸に関係機関とのネットワークの構築、家庭や学校に対する支援を行います。区立学校に通学する児童・生徒及び保護者を対象とした事業です。	教育センター
140 スクールカウンセラーの配置【再掲】	中学校及び児童数の多い小学校に週2日、それ以外の小学校と館山さざなみ学校、中学校の相談学級には週1日スクールカウンセラーを配置し、児童・生徒・保護者・教員からの相談を受け、心理的専門家の立場から学校における相談体制の充実を図ります。区立学校に通学する児童・生徒及び保護者、教員を対象とした事業です。	教育センター

コラム⑭ 不登校児童・生徒への対応

小5子どもアンケートでは、これまでに「学校に行きたくないと思った」ことがあるかを尋ねた設問に対して、「よくあった」、「時々あった」と回答した割合は全体で48.4%となり、前回調査と比較して約7ポイント上昇する結果となりました（25ページ参照）。支援者ヒアリングでは、「子どもが不登校の場合、家族が社会から孤立し、援助希求も弱く、複数の公的支援機関が関わっていたとしても支援介入が難しい」場合があるとの指摘がありました。子どもの貧困対策の観点からは、登校児童・生徒が相談支援につながり、居場所があることが重要です。

区では、「大田区不登校対策基本方針」及び「大田区不登校対策アクションプラン」を策定し、すべての児童・生徒が安心して生活できる学校環境を構築し、豊かな人間性を育み、未来を創る力を伸長する目的のもと、不登校の未然防止、早期支援、長期化への対応を推進しています。

「つばさ教室」は、不登校の児童・生徒が通う「教室」です。少人数の温かい雰囲気の中で、自主学习、体験活動、スポーツなどを行うことで、不登校状態の子どもに対して、学びや居場所の保障など、ニーズに合わせた支援を行います。

令和3年4月には、在籍校への復帰が困難な生徒への支援として、東京23区の公立校としては初となる、不登校特例校分教室「みらい教室」を開設しました。こちらでは、特別な教育課程による指導で、社会的・職業的自立に向けて必要となる資質や能力を身につけられるよう、少人数指導、体験活動を多く取り入れたキャリア教育を実施しています。今後も、不登校の状態によって、子どもたちの豊かな心や未来を創り出す力が阻害されることのないよう、個々の状況に応じて社会的な自立につながる支援を充実していくことが必要です。

そのため、将来的な不登校特例校本校の設置をめざし、令和4年度は、不登校特例校の教育理念や教育活動を具現化した基本構想及び基本計画の策定に着手します。本校がめざす学校像は「多様な学び方を保障し、個性が生きる学校」、「つながりを重視し、社会性が伸びる学校」、「『体験』と『感動』を重ね、自立をめざす学校」です。また、「子どもや家庭の負担を軽減し、安心できる学校」として、明日も登校したくなる魅力的な学校づくりを行います。

また、すべての区立小・中学校には、「スクールカウンセラー」を配置し、不登校、いじめなどの未然防止や解決のため、児童・生徒の悩みの相談に応じるとともに、教員や保護者に対して指導・助言を行っています。

教育センターには、福祉の専門家として「スクールソーシャルワーカー」を配置し、特に学校や関係機関との連携が必要なケースについて、支援を行っています。

不登校の状態によって、子どもたちの豊かな心や未来を創り出す力が阻害されることのないよう、子どもたち一人ひとりに寄り添った支援を継続してまいります。



つばさ教室（外観）

コラム⑮ ひきこもり支援について

小5 保護者アンケートでは、家族の中にひきこもりの方がいると回答した割合は全体で 0.4%、生活困難層で 1.0%でした。ひとり親家庭アンケートでは、家族の中にひきこもりの方がいると回答した割合は全体の 2.6%で、中学校を卒業した子どものうち、いわゆるニートの状態の子どもがいると回答した割合は 5.8%でした。ひきこもりの長期化は、社会参加が難しくなることや、就労できず社会的排除の状況となり生活困窮に陥るリスクが高まるなど、子どもの貧困対策の観点からも大きな問題です。

区では、区内在住の小中学生の不登校やひきこもりについては教育センターの相談員やスクールソーシャルワーカーが相談支援にあたっています。また、区の保健師や精神保健福祉士が精神疾患を起因とするひきこもり問題に対応しています。令和4年度には、新たに（仮称）子ども・若者総合相談窓口を開設し、概ね 15 歳～39 歳の方を対象に電話やメール、対面での相談に加え WEB チャットによる相談システムを構築するなど、多様な相談体制を整備するとともに、ひきこもりをはじめとした、子ども・若者の様々な悩みや相談に応じ、居場所の整備にも取り組みます。生活困窮者支援や自立の支援の観点からは大田区生活再建・就労サポートセンターJOBOTA で、これまでも社会福祉士や精神保健福祉士などの専門相談員が生活相談や就労準備支援事業（JOBOTA プロジェクト）などの支援を実施してきました。令和4年度からは、JOBOTA の機能を拡充して「ひきこもり支援室 SAPOTA（サポタ）」を設置し、さらに支援を強化します。大田区社会福祉協議会においても、地域福祉コーディネーターが中心となり、地域において課題を抱えた方を早期発見し、必要に応じて区などの専門機関や地域の支援者につなげています。

ひきこもりの原因は、対人関係や環境、家庭の問題、精神疾患、発達障がいなど様々です。生きづらさなどの多様な課題が長期化し、8050 問題³⁰につながることを予防するために、区では重層的支援体制の整備により解決に取り組んでいきます。ひきこもりの問題や生きづらさを抱えた子ども・若者への重層的な支援のための庁内連携や、地域における支援機関などとの協働をさらに強化します。



³⁰ 8050 問題とは、子どもの「ひきこもり」の長期化などを背景に、「80」代の親が「50」代の子どもの生活を支えるという問題です

⑥ 虐待を受けた子どもへの支援

子ども家庭支援センターにおける児童虐待の通告・相談の対応など、地域と連携した子どもの見守り活動を推進し、虐待（身体的、ネグレクト、心理的、性的）を受けた子どもの早期発見、状況の改善を図ります。

重点事業

事業名	事業概要	担当課
133 児童虐待の通告・相談	子どもが叩かれている、怒鳴られているなどの虐待を受けている、またその疑いがある等の連絡・相談を受け、状況を調査、関係機関と連携して迅速に対応します。	子ども家庭支援センター

関連事業

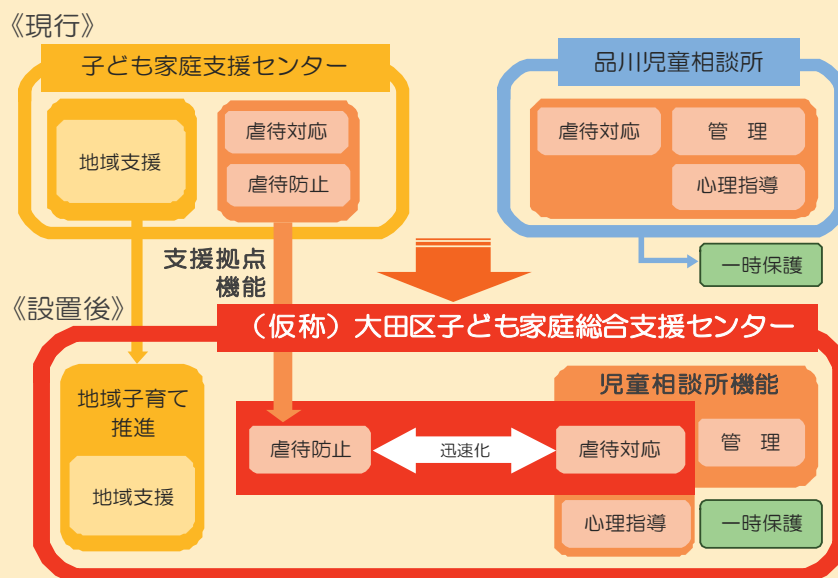
事業名	事業概要	担当課
134 ☆（仮称）大田区子ども家庭総合支援センターの整備	子どもとその家庭の様々な相談に応じる子ども家庭支援センターの機能と、緊急な案件に対応する児童相談所の機能を併せ持つ、「（仮称）大田区子ども家庭総合支援センター」を設置します。	子育て支援課

コラム⑯ 児童相談所の開設準備

全国的に虐待に関する相談件数が増加しています。児童相談所における大田区内からの虐待相談件数も増加しており（18 ページ参照）、迅速な対応を求められるケースが増えています。

区では、子ども家庭支援センターが虐待の未然防止、重篤化の防止や、子どもとその家庭の様々な相談に対応し、家庭訪問や地域資源を活用した支援を行っています。これらの機能に加え、緊急・専門性の高い案件に対応する児童相談所の機能を併せ持つ、（仮称）大田区子ども家庭総合支援センターの整備に取り組んでいます。

また、子ども家庭支援センターの機能強化とともに、児童相談所の専門的な業務を担う、児童福祉司、児童心理司、児童指導員の人材育成に継続的に取り組んでいます。さらに、有識者や弁護士、児童養護施設長等を構成員とするアドバイザー会議に、令和4年度からはオブザーバーを加えた課題別の分科会を設置し、具体的な運営のしくみを検討します。



コラム⑰ 児童虐待の未然防止

少子高齢化が急激に進むことにより、家族形態の変化や地域コミュニティの希薄化など、子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、育児へのストレスに悩む家庭が少なくありません。区では、本プラン柱2に掲げた各事業を推進するとともに、子育て家庭がいつでも相談でき支援につながり、孤独な育児にならないよう、関連部署が連携して包括的な援助をめざしています。

区は、子どもの健やかな成長とその人権を守るため「児童虐待対応マニュアル」を作成し、区民や関係機関への配布や研修の機会を通して、意識啓発と円滑な連携体制に取り組んでいます。また、子育て家庭への切れ目のない支援のために「子育て世代包括支援センター」を機能設置しており、関連部署における連携強化、アセスメントスキルの向上、地域における見守りの強化などに取り組んでいます。

さらに、児童虐待の未然防止を図ることを目的に、「予防的支援推進とうきょうモデル事業」に、令和3年度から令和5年度の予定で取り組みます。予防的支援の中核となる担当職員及び心理職・保健師等による予防的支援チームの設置や、要保護児童対策地域協議会の強化により、関係機関の連携強化や対応力の向上に取り組んでいます。

子どもの貧困対策の観点においては、行政からも地域からも見えにくい家庭内の課題を早期に発見することが重要です。家庭と地域の関係性が希薄化し、地域での見守りの機会が減少している中、地域における複数の目による見守り体制の強化や子育て家庭の孤立化防止のための具体的取組みの一つとして、令和2年度から「子どもと地域をつなぐ応援事業」を実施しています。本事業では、支援を必要とする子育て家庭に対して、区の制度や相談窓口を周知するとともに、子どもの生活応援に関する活動を行う団体などの活動情報を案内することで、子育て家庭が地域の支援者と日常的なつながりを持つきっかけをつくります。

子どもの最善の利益を第一に考え、「安心して子どもを産み育てられるまちづくり」をめざして支援を続けていきます。



⑦ その他の複雑な課題を抱えた子どもへの支援

子ども・若者が抱える生きづらさや様々な悩みなど、子どもの心の問題に対応できるよう、一人ひとりに寄り添った相談支援を行います。

重点事業

事業名	事業概要	担当課
95 ★(仮称)大田区子ども・若者総合相談窓口及び居場所の整備【再掲】	子ども・若者育成支援推進法に基づき、困難を有する子ども・若者を対象とした属性を問わない総合的な相談窓口を設置し、適切な支援につなげるとともに、居場所における各種参加活動を通じ、就労支援、就学支援を含む自立への支援を図ります。主に困難を有する子ども・若者(概ね15歳～39歳)及びその家族を対象とした事業です。	地域力推進課

関連事業

事業名	事業概要	担当課
135 ★保護観察対象者への就労支援	区と大田区保護司会との協定に基づく臨時雇用や、犯罪をした者などを雇用する民間事業者(協力雇用主)を開拓・確保する取組みなどにより、保護観察対象者の実社会での立ち直り・自立を支援します。	総務課
136 インターネットを活用した自殺防止相談事業	生きづらさを抱えた若年者が自殺などに関するキーワードを検索した際、検索連動広告を活用してメール相談及び電話・対面相談を実施し、必要に応じて関係機関と連携しながら自殺の未然防止に取り組みます。	健康医療政策課
137 ★養育家庭(里親)啓発事業	養育家庭制度やその意義などについて広く周知を図り、新規の養育家庭登録の開拓・増加をめざすため、品川児童相談所と協働で養育家庭体験発表会や里親相談会などに取り組みます。	子ども家庭支援センター
138 問題行動対応サポート専門員	児童・生徒の問題行動に対して、経験豊かな人材を地区担当者として5つの拠点校に配置し、状況に応じて生活指導支援員の派遣や生活指導補助員の配置を行い、チームで学校を支援します。	指導課
139 スクールソーシャルワーカーの学校派遣	生活環境に起因して学校不適應の問題が発生している場合に、学校長からの要請などに基づき社会福祉の資格を持つなどのスクールソーシャルワーカーが在籍校を基軸に関係機関とのネットワークの構築、家庭や学校に対する支援を行います。区立学校に通学する児童・生徒及び保護者を対象とした事業です。	教育センター
140 スクールカウンセラーの配置	中学校及び児童数の多い小学校に週2日、それ以外の小学校と館山さざなみ学校、中学校の相談学級には週1日スクールカウンセラーを配置し、児童・生徒・保護者・教員からの相談を受け、心理的専門家の立場から学校における相談体制の充実を図ります。区立学校に通学する児童・生徒及び保護者、教員を対象とした事業です。	教育センター
155 ★大田区再犯防止推進会議による施策連携【再掲】	大田区再犯防止推進計画に基づき、再犯防止に関する施策を総合的に推進するため、大田区再犯防止推進会議により区内関係機関・団体と連携体制を築きます。	総務課

コラム⑱ 社会的養育の推進

社会的養護とは、保護者のない児童や、保護者のもとで養育することが適当でないと判定された児童を、里親、乳児院、児童養護施設などにより、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、母子生活支援施設などにより、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。

平成 28 年の児童福祉法の改正では、児童は、実親による養育が困難であれば、できる限り良好な、家庭的な養育環境において養育されるよう必要な措置を講じるとされ、これを受けて区は、里親や特別養子縁組などによる養育を推進しています。

里親への委託は、適切な家庭生活の体験を通して家族のありようを学び、豊かな生活経験や生活技術を獲得する効果が期待されています。区では、区民が里親制度について理解を深めるため、東京都と連携し、10 月・11 月の里親月間を中心とした時期に里親による体験発表会やパネル展などの開催を通して、里親制度の普及・啓発を図っています。

また、区内の児童養護施設 2 か所、23 の里親登録家庭（令和 3 年 8 月現在）で要保護児童を社会的に養護しています。児童養護施設は、子ども家庭支援センターなどと連携し、衣食住などの日々の生活を通して施設職員が子ども一人ひとりに寄り添い支援しています。さらに、2 か所の自立援助ホームでは、義務教育終了後から 20 歳までの家庭で過ごせない子どもなどの自立を支援しております。

また、母子が一緒に入所できる母子生活支援施設は区内 2 か所あり、専門のスタッフが様々な事情で入所した母子に対して、心身と生活を安定するための相談・援助を進めながら自立を支援しています。

今後も子どもの権利を養護し、適切な社会的養育を進めるためには、関係機関や地域が連携を強化するとともに、区民の皆様へ普及・啓発を一層図っていくことが大切です。



養育家庭（里親）体験発表会



養育家庭推進月間パネル展

3-3 貧困の連鎖を断ち切るための支援

親世代の受けた困難が世代を超えて子どもに引き継がれてしまう「貧困の連鎖」などを断ち切るため、就労支援・進学支援を実施し、子どもたちが生まれ育った環境に左右されずに自立できる力を育みます。

① 就労支援

家庭と仕事の両立に向けた子育て家庭の就業支援のほか、区内の中小企業と教育機関との連携により、若者の就労支援を推進します。

重点事業

事業名	事業概要	担当課
127 ★ひきこもり支援室 SAPOTA 【再掲】	大田区生活再建・就労サポートセンターJOBOTAの機能を拡充して、地域社会からの孤立が長期にわたるひきこもり状態の方やその家族からの相談、自宅などに出向いて関係性を築くアウトリーチ支援、居場所事業などを実施します。	福祉管理課
81 大田区生活再建・就労サポートセンターJOBOTA 【再掲】	様々な理由により経済的に困窮し、生活・仕事・住まいなどについての悩みを抱える方に対し、専門の支援員が一人ひとりに合ったサポートを行う無料の相談窓口です。ご本人と一緒に問題の整理を行い、解決をめざします。また、離職等で住居を失うおそれのある方へ、家賃相当額を支給する給付金の手続きも行っていきます。	蒲田生活福祉課

関連事業

事業名	事業概要	担当課
141 女性の就労支援（再チャレンジ等）	女性が様々な分野で希望を持ってチャレンジできるよう、再就職に関する講座を開催し、就労を支援します。区内在住、在勤または在学中で再就職や起業をめざす女性を対象とした事業です。	人権・男女平等推進課
142 内職あっせん・相談事業	内職希望の求職者、内職を出したい企業を登録し、相互に紹介することで雇用の促進を図るとともに、内職に関する普及・啓発活動により、求人企業の開拓及び内職者の労働条件の向上を図ります。すべての区民を対象とした事業です。	産業振興課
143 お仕事ナビ大田区	インターネット上で区内の中小企業の特徴とともに求人情報を掲載しています。すべての区民を対象とした事業です。	産業振興課
144 若者と中小企業のマッチング事業	より多くの若者が大田区における中小企業の次世代を担う後継者となるよう、区内の企業と教育機関などが連携し、魅力ある様々な具体策を提案・提供します。35歳未満の就労を希望する方を対象とした事業です。	産業振興課
135 ☆保護観察対象者への就労支援 【再掲】	区と大田区保護司会との協定に基づく臨時雇用や、犯罪をした者等を雇用する民間事業者（協力雇用主）を開拓・確保する取り組み等により、保護観察対象者の実社会での立ち直り・自立を支援します。	総務課
95 ★（仮称）大田区子ども・若者総合相談窓口及び居場所の整備 【再掲】	子ども・若者育成支援推進法に基づき、困難を有する子ども・若者を対象とした属性を問わない総合的な相談窓口を設置し、適切な支援につなげるとともに、居場所における各種参加活動を通じ、就労支援、就学支援を含む自立への支援を図ります。主に困難を有する子ども・若者（概ね15歳～39歳）及びその家族を対象とした事業です。	地域力推進課

② 進学支援

すべての子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、安心して教育を受けられるよう、奨学金事業や進学・就学に関する相談など、個々の状況に応じた支援を行います。

重点事業

事業名	事業概要	担当課
24 貸付型奨学金 【再掲】	大学・短大・専修学校専門課程に就学するための費用を支払うことが困難な方に対し必要な学資金を貸付けることにより、有用な人材を育成します。区内に1年以上在住している方に扶養されている子ども（所得制限あり）を対象とした事業です。	福祉管理課
25 高校等給付型奨学金 【再掲】	高校等に進学をする住民税非課税世帯の生徒で、一定の基準を満たした生徒を対象に、入学時に必要な費用を奨学金として入学前の3月に一人8万円を給付することにより、入学時の経済的負担を軽減します。区内に1年以上在住している方に扶養されている子ども（所得制限あり）を対象とした事業です。	福祉管理課
26 給付型奨学金（大学等進学応援基金） 【再掲】	経済的困窮にありながら優秀かつ勉学の意志ある生徒に一人15万円を給付し、社会に貢献し得る有用な人材を育成します。区内に1年以上在住している方に扶養されている子ども（所得制限あり）を対象とした事業です。	福祉管理課
11 子どもの学習・生活支援事業【再掲】	生活困窮状態にある世帯の子どもに対して、週1回の学習支援などを行うことにより、基礎学力の定着と高校進学及び進学後の中退防止を支援します。また、子どもの生活や進路などの相談に応じ、情報提供を行うとともに、関係機関と連携して世帯の支援を行います。	蒲田生活福祉課

関連事業

事業名	事業概要	担当課
145 生活安定応援事業（受験生チャレンジ支援貸付事業）	子どもの進学を支援するため、学習塾受講料や高校・大学受験料の貸付を行います。都内に1年以上在住している中学3年生または高校3年生の保護者（所得制限あり）を対象とした事業です。	福祉管理課
95 ★（仮称）大田区子ども・若者総合相談窓口及び居場所の整備【再掲】	子ども・若者育成支援推進法に基づき、困難を有する子ども・若者を対象とした属性を問わない総合的な相談窓口を設置し、適切な支援につなげるとともに、居場所における各種参加活動を通じ、就労支援、就学支援を含む自立への支援を図ります。主に困難を有する子ども・若者（概ね15歳～39歳）及びその家族を対象とした事業です。	地域力推進課
29 ☆多言語通訳サービス等による外国人保護者の子育て・就学相談【再掲】	多言語通訳サービスや通訳派遣などの活用により、子育て支援課窓口、保育園、子ども家庭支援センター、学務課（就学窓口）において、外国人保護者の子育て・就学相談等が円滑に行えるよう支援します。	国際都市・多文化共生推進課
28 高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金事業【再掲】	高等学校を卒業していない（中退含む）ひとり親家庭の親または20歳未満の子がよりよい条件の就職や転職へつなげるために高等学校卒業程度認定試験の合格をめざし民間の講座を受講した場合、受講終了後及び合格後に受講費用の一部を助成します。	生活福祉課
124 就学相談【再掲】	関係機関（特別支援学校、こども発達センターわかばの家、医療機関など）と連携し、児童・生徒の障がいの種別や程度に応じた適切な教育環境への就学や転学、通級に関する相談に対応します。区内在住の児童・生徒とその保護者を対象とした事業です。	教育センター

3-4 地域ぐるみで支える支援体制づくり

困難を抱える子どもや家庭を温かく包み込む（包摂する）地域社会を推進するための施策・事業です。区の包括的支援体制を構築するほか、地域活動団体を支援するとともに、地域での支援活動の担い手・人材の確保と育成を進めます。また、区と関係機関、地域活動団体間のネットワークをより一層強固にし、重層的な支援を展開します。

① 区の包括的支援体制の構築

すべての子どもが健やかに成長できるよう、妊娠・出産期から子どもの社会的自立までを通じた切れ目のない支援と、庁内の部局間連携を中心に、関係機関が連携・情報共有できるネットワークづくりを進め、子どもの貧困対策を包括的に推進します。

重点事業

事業名	事業概要	担当課
146 子ども・若者育成支援ネットワーク体制の整備	困難を有する子ども・若者への相談支援について、分野の垣根を越えた対応を一体的に行うため、各分野におけるネットワークや関係機関との連携を強化し、既存の協議会などの活用を含め、子ども・若者育成支援ネットワーク体制の整備や相談体制の充実等に取り組みます。	地域力推進課
147 ★重層的支援体制整備事業	地域住民の複雑化・複合化した課題に対して、多機関が連携して包括的に支援し、地域社会で自分らしく生活できるように地域全体で包摂的に支援する体制を整備する事業を実施します。	福祉管理課
148 要支援家庭等対策委員会	子どもや家庭が抱える複合・複雑化した課題に対して、部局間連携をもって横断的、多面的な支援を実施するため、各部局における取組みの相互理解を深める活動を通じて、連携強化を図ります。さらに、重層的支援体制整備事業の構築を通じて、大田区版地域共生社会をめざすための会議体とします。	福祉管理課

関連事業

事業名	事業概要	担当課
149 要保護児童対策地域協議会	保護を要する児童の早期発見と早期対応、さらにはその家族を支援することを目的として、関係機関と連携し子育て支援が適切に実施されるよう、必要な情報交換と支援内容に関する協議を行います。	子ども家庭支援センター
89 ☆子育て世代包括支援センターの設置（機能設置）【再掲】	妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を提供することを目的として、妊娠、出産、子育てに関する相談に応じ、情報提供、必要なサービスにつなぎます。また、地域の保健医療、福祉の関係機関等と連携を図ります。18歳未満の子どもとその保護者を対象とした事業です。	健康づくり課 地域健康課 子育て支援課 子ども家庭支援センター 保育サービス課

② 地域活動団体の活動推進のための支援

子どもや家庭への地域における見守り体制の強化のため、子どもの貧困対策に資する地域活動団体の活動を支援します。

重点事業

事業名	事業概要	担当課
150 こども食堂推進事業	子どもや保護者が安らげる居場所として地域で展開されている「こども食堂」の継続的・安定的な活動を支援するため、運営団体に対して活動費の一部を補助します。区内でこども食堂を運営する方を対象とした事業です。	福祉管理課
116 子どもと地域をつなぐ応援事業【再掲】	支援を必要とする子育て世帯に対して、区の支援情報や子どもの生活応援を推進する活動団体の情報等を郵送することで、世帯が地域の機関や支援者と日常的なつながりを持つ機会を創出します。この事業を通して、家庭が抱える「見えにくい」問題の発生の防止に取り組みます。	福祉管理課

関連事業

事業名	事業概要	担当課
151 区民活動情報サイトの整備	様々な分野の区民活動団体の情報を、区報やホームページ、ツイッターなどで紹介し、その活動がすべての区民に活用されるよう情報発信で支援します。	地域力推進課
152 地域力応援基金助成制度	福祉、環境、まちづくりなど区民を対象として公益性が認められ、広く社会貢献につながる活動を行う区民活動団体に対して助成を行います。区民を対象とし、公益性が認められ広く社会貢献につながる活動を行う区民活動団体を対象とした事業です。	地域力推進課

コラム⑱ こども食堂での取組み

大田区はこども食堂発祥の地と言われており、現在区内には 31 か所(令和4年1月末時点)のこども食堂があります。その活動形態は様々で、個人のボランティアの方が開催するものや、飲食店や福祉関連の事業所が開催しているところもあります。対象も親子を中心としたものから、幅広く誰でも利用できる食堂も多くあり、様々な体験や学習支援の提供をおこなっているところもあります。コロナ禍においても、感染症対策を実施しながら、会食形式からテイクアウトのお弁当や食材を配付するフードパントリー形式に変更するなど工夫して、子どもや保護者とのつながりを持ち続けています。

大田区社会福祉協議会は、「こども食堂連絡会」の事務局として、各団体の活動状況や困りごと・ノウハウなどの情報共有を行う場の提供や、こども食堂の立ち上げなどのサポートを行っています。区は、こども食堂連絡会に参加している団体で希望するこども食堂に対し、活動費の一部を助成しています。また、令和2年度から農林水産省が食事提供団体などに対して実施している政府備蓄米無償交付事業について、区が申請手続きを支援しています。

小5子どもアンケートでは、「家の人がないときに夕ご飯をみんなで食べることができる場所」を「使ってみたい」、「興味がある」と回答した割合は、全体で42.4%となっています(42ページ参照)。生活困窮などの課題を抱えた家庭ほど、頼れる人、相談できる人が近くにおらず、孤立してしまう傾向があります。こども食堂はほっとする心の拠り所でもあります。

区は、地域の子どもたちや家庭へ食事支援や安心できる居場所を提供するこども食堂が継続的・安定的に活動できるよう、引き続きこうした取組みを推進していきます。



フードパントリーの開催



心温まるイベントの開催

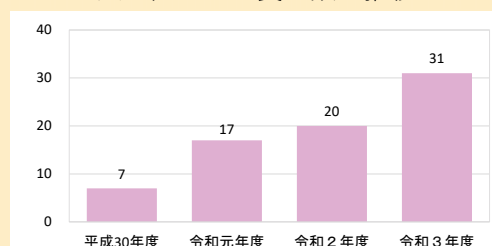


コロナ禍での
テイクアウト弁当



会食形式のこども食堂

<大田区こども食堂数の推移>



※こども食堂連絡会の登録数

③ 関係機関との連携、地域ネットワークの形成の推進

子どもやその家庭の支援に関わる地域の支援者、関係機関などとのネットワークづくりを推進し、地域全体で包み込むような支援の実現を図ります。

重点事業

事業名	事業概要	担当課
153 「地域とつくる支援の輪」プロジェクト	子どもの生活応援等の支援活動に取り組む区民・地域活動団体等のネットワークの形成と自主的な支援活動を支援し、地域全体での包み込むような支援の実現を図ります。子どもの生活応援などの支援活動に取り組む区民・地域活動団体などを対象とした事業です。	福祉管理課
154 自殺総合対策事業	大田区自殺対策計画に基づき地域のネットワークを構築するため、大田自殺総合対策協議会を開催します。また、身近な人の自殺のサインに気づき、受け止めて、適切な相談機関につなぐ「ゲートキーパー」を養成します。すべての区民、区民相談機関等の職員、区民と接する立場にある方を対象とした事業です。	健康医療政策課 地域健康課
146 子ども・若者育成支援ネットワーク体制の整備【再掲】	困難を有する子ども・若者への相談支援について、分野の垣根を越えた対応を一体的に行うため、各分野におけるネットワークや関係機関との連携を強化し、既存の協議会などの活用を含め、子ども・若者育成支援ネットワーク体制の整備や相談体制の充実などに取り組みます。	地域力推進課

関連事業

事業名	事業概要	担当課
155 ☆大田区再犯防止推進会議による施策連携	大田区再犯防止推進計画に基づき、再犯防止に関する施策を総合的に推進するため、大田区再犯防止推進会議により区内関係機関・団体と連携体制を築きます。	総務課
156 NPO・区民活動フォーラムの開催	区内で活動する様々な区民活動団体やNPOなどの実践的な取り組みを発表し、地域で活動する楽しさややりがいをPRすることで活動に向けた意識啓発を行います。	地域力推進課
157 こども SOS の家	子どもたちが犯罪などの被害に遭いそうになった場合の避難場所として、こども SOS の家を設置しています。協力いただいている家にはステッカーを表示し、犯罪の抑止力を高めます。区内在住の子どもを対象とした事業です。	地域力推進課
158 青少年健全育成事業	青少年問題協議会において、青少年問題に関する総合的施策の樹立について必要な事項を調査・審議し、区長や関係行政機関に対して意見を提出します。青少年対策地区委員会、自治会連合会、警察署などの関係行政機関との連携に基づき対策を検討しています。	地域力推進課
159 民生委員・児童委員による地域での見守り	地域の身近な相談役として、生活困窮、心身に障がいのある方、ひとり親家庭などで困難を抱えている方たちの相談に応じ、児童や妊産婦に対しても必要に応じた援助・支援を行います。	福祉管理課
160 ☆児童発達支援地域ネットワーク会議等	関係機関や児童発達支援事業所とネットワークを構築し、発達障がいに関する地域支援力の向上と人材育成・啓発を促進します。	障がい者総合サポートセンター

事業名	事業概要	担当課
161 子育てすくすくネット事業	児童館が中心となり、地域で子育てを応援する取組み「子育てすくすくネット」を展開します。会員は児童館を活動の拠点として、子どもの話し相手、行事の参加、生活や登下校の安全見守りを行います。すべての子どもと保護者を対象とした事業です。	子育て支援課
162 ☆フードドライブ事業	家庭でまだ食べられるのに捨てられてしまう未利用食品を区に持ち寄ってもらい、地域の福祉団体や施設などに寄付します。食品提供先には、大田区社会福祉協議会、フードバンクなどがあります。	環境計画課
163 生活指導対策(生活指導主任会)	学校全体の生活指導の向上を図るため、区立小・中学校の生活指導主任が、学校や地域における生活指導上の諸問題について望ましい生活指導のあり方を児童委員や児童相談所、警察署などの関係機関と協力し、協議及び研修を行います。	指導課
7 学校支援地域本部(スクールサポートおた) 【再掲】	地域全体で学校を支援するため、地域の団体やNPO、高校、企業などと連携して、補習教室などの学習支援、地域の伝統や文化を学ぶ体験支援、校内施設の整備を行う環境支援などを行います。区立小・中学校を対象とした事業です。	教育総務課

コラム⑳ フードドライブ・フードパントリー ～広がる地域の支援の輪～

ひとり親家庭アンケートでは、過去1年の間にお金が足りなくて、家族が必要とする食料が買えないことが「よくあった」、「ときどきあった」と回答した割合は、13.9%となっています（31ページ参照）。

一方、まだ食べられるのに捨てられてしまう「食品ロス」も問題となっており、SDGsの観点からもその削減や有効活用に近年関心が高まっています。区では、特別出張所などで定期的にフードドライブ事業を実施し、食品ロス削減のため、ご家庭で余っている未利用の食品を持ち寄っていただき、区で集約し、ひとり親家庭を支援するフードバンクや大田区社会福祉協議会に提供するフードドライブ事業を定期的に行っています。

大田区社会福祉協議会はコロナ禍にフードドライブ事業を本格的に開始しました。区や大田区社会福祉協議会で集まった食料や、民間企業などから寄付していただいた食料などは、支援を必要としている方たちに無料で食料を配付するフードパントリーに活用しています。

これらの事業は、食料を通じて支援をしたい方から、支援を必要としている方へ届く、支え合いの輪を生み出しています。

最近では、社会福祉法人、子ども食堂などの地域活動団体、民間企業が連携し、食料支援のネットワークをつくる取組みもみられ、地域の支援者の輪も広がっています。

区は、「子どもと地域をつなぐ応援事業」で、このような地域活動団体などの支援情報をひとり親家庭などにお知らせし、子育て家庭が身近な地域の支援情報にアクセスできるようサポートすることで、孤立を予防します。

子どもやその家庭を孤立させずに温かく包み込む「社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）」の理念で、引き続き支援の輪を拡げていきます。



フードドライブで集まった食料



ご家庭から寄せられる食品



フードパントリー活動で
子育て家庭を応援



区の防災備蓄食料を有効活用

④ 地域における支援者の確保・育成

子どもの貧困対策に関する取組みが区民から幅広い理解を得られるよう、情報発信などの啓発を行います。また、大田区子ども生活応援基金への寄付や支援の担い手となる地域人材の育成など、様々な形で子どもたちを支援する輪を広げる取組みを推進します。

重点事業

事業名	事業概要	担当課
164 大田区子ども生活応援基金	クラウドファンディングなどの寄付方法を通じて、地域ぐるみで子どもの生活応援に取り組む活動を広め、子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりを推進するために活用します。	福祉管理課
154 自殺総合対策事業【再掲】	大田区自殺対策計画に基づき地域のネットワークを構築するため、大田自殺総合対策協議会を開催します。また、身近な人の自殺のサインに気づき、受け止めて、適切な相談機関につなぐ「ゲートキーパー」を養成します。すべての区民、区民相談機関等の職員、区民と接する立場にある方を対象とした事業です。	健康医療政策課 地域健康課

関連事業

事業名	事業概要	担当課
165 区民活動コーディネーター養成講座	地域での連携・協働を推進するため、自治会・町会、専門性を持つ団体、NPOや事業者などのリーダー層を対象に、講座や現場体験研修を通じて、人材や他団体の「つなぎ役」となる人材の育成を図ります。あわせて、講座修了者対象のフォローアップ研修を実施します。地域で活動する団体などを対象とした事業です。	地域力推進課
166 家庭・地域教育力向上支援事業	家庭や地域の教育力向上のため、PTAや自主団体等と連携して子育てや教育に関する講演会や学習会を行います。区民を対象とし、公益性が認められ広く社会貢献につながる活動を行う区民活動団体を対象とした事業です。	教育総務課

コラム②① 大田区子ども生活応援基金・大学等進学応援基金

大田区子ども生活応援基金は、地域で子どもたちを温かく包み込むような「社会的包摂」を目的として令和元年10月に創設しました。区内外の多くの方から、温かいご寄付を毎年いただいています。令和2年度、3年度には、児童館やキッズなどの身近な区の相談窓口とつながるきっかけをつくるために、ひとり親家庭に絵本を配付する「絵本でつなぐ地域と親子のきずな」に活用しました。「このような支援があると、この地域でこれからも子育てをしていきたいと思います」、「窓口に来る機会を作っていただきありがとうございます」という声が寄せられました。

また、大学等進学応援基金は、令和2年度に終了した末吉育英基金の趣旨を継承する制度です。勉学に強い意志がありながらも、経済的な理由で大学などへの進学が難しい生徒への就学支援として、入学前に一人15万円を給付する給付型奨学金事業に活用されます。これまでの末吉育英基金の給付奨学生からは、「兄弟が多く家庭への負担を少しでも減らしたい」、「金銭的な理由で受験校を絞っていた」などの声が寄せられました。

区は、すべての子どもたちがその生まれ育った環境によって左右されないよう、夢や希望を持って成長していけることを重要視しています。引き続き、皆様からの温かいご支援を活用させていただくとともに、子どもたちの将来を支援する施策を推進していきます。



身近な相談窓口とつながる
きっかけづくり



配付した絵本など(令和3年度実施)

⑤ 普及・啓発

子どもの貧困問題を地域共通の課題として捉え、子どもや子育て家庭などへの支援を、区民、地域活動団体、企業・事業者などと連携しながら取り組むため、社会的に包み込むような温かい支援「社会的包摂」の考えを広めます。

重点事業

事業名	事業概要	担当課
167 子どもの貧困対策に関する意識啓発	子どもの貧困及び社会的包摂に関する理解を深め、地域における支援の広がりを実現するため、地域講座の開催や、区報・ホームページを通じた普及・啓発を行います。	福祉管理課

関連事業

事業名	事業概要	担当課
168 ☆社会を明るくする運動	犯罪と非行防止、罪を犯した人たちの更生に理解を深め、それぞれの立場で、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。大田区では、区内34の機関・団体が構成する大田区推進委員会を設置し、運動を推進します。	総務課
169 ☆区民への人権意識の啓発	子どもの人権問題、外国人の人権問題、性的マイノリティに関する人権問題等をはじめとする様々な人権課題に対し、啓発冊子やパネル展、区報等の方法や機会を活用して、地域での人権尊重の理解が深まるよう普及・啓発します。	人権・男女平等推進課